

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年3月15日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900707号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000135号

## 第1 結論

1 請求期間①のうち、請求者のA社における平成28年1月1日から同年7月29日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年1月から同年6月までの標準報酬月額については、9万8,000円から16万円とする。

平成28年1月から同年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年1月から同年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間①については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成29年5月1日から平成28年7月29日に訂正し、平成28年7月から同年11月までの標準報酬月額を16万円、同年12月から平成29年4月までの標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

平成28年7月29日から平成29年5月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年7月29日から平成29年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年6月17日から平成28年7月29日まで  
② 平成28年7月29日から平成29年5月1日まで

A社に勤務した請求期間①について、標準報酬月額に基づく保険料より高い保険料が給与から控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。また、B社に勤務した期間のうち、請求期間②の厚生年金保険の記録が、保険給付の対象とならない記録

(厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっているが、請求期間②も継続して勤務しており、保険料も控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第 3 判断の理由

1 請求期間①のうち平成 28 年 1 月 1 日から同年 7 月 29 日までの期間については、請求者から提出された A 社における給与明細書及び預金通帳の写しにより、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額(9万8,000円)を超える報酬月額の支払いを受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額より低い標準報酬月額(16万円)に見合う厚生年金保険料控除額(1万4,262円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 28 年 1 月 1 日から同年 7 月 29 日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成 28 年 1 月から同年 6 月までは 16 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 28 年 1 月から同年 6 月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答を得られないが、同年 1 月から同年 6 月までの期間について、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の同年 1 月 1 日から同年 7 月 29 日までの期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち平成 27 年 6 月 17 日から平成 28 年 1 月 1 日までの期間については、請求者から提出された預金通帳の写し及び請求者の住所地を管轄する市役所から提出された平成 28 年度(平成 27 年分)に係る市民税・県民税・非課税証明書(以下「課税証明書」という。)により、オンライン記録により確認できる当該期間に係る標準報酬月額(9万8,000円)以上の報酬月額が支給されていることが認められる。

しかしながら、請求者は上記期間に係る給与明細書を保有しておらず、事業主からも賃金台帳の提出がないことから、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料額を確認することができない上、請求者から提出された平成 28 年 1 月から平成 29 年 12 月までの期間に係る給与明細書及び事業主から提出された当該期間に係る賃金台帳により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額が、平成 29 年度(平成 28 年分)及び平成 30 年度(平成 29 年分)に係

る課税証明書により確認できる社会保険料控除額と符合していないことから、平成28年度(平成27年分)に係る課税証明書により確認できる社会保険料控除額をもって、平成27年6月17日から平成28年1月1日までの期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(9万8,000円)を超える報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認することができない。

このほか、平成27年6月17日から平成28年1月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①のうち平成27年6月17日から平成28年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求期間②について、請求者から提出されたB社における給与明細書及び預金通帳の写し並びに事業主から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が同社に平成28年7月29日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記給与明細書、預金通帳の写し及び賃金台帳並びに日本年金機構の回答から判断すると、請求者のB社における事業主から届出されるべき報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に基づく標準報酬月額は24万円であることが認められるところ、当該給与明細書及び賃金台帳により、平成28年7月から同年11月までは標準報酬月額16万円、同年12月から平成29年4月までは標準報酬月額19万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、本来の報酬月額が確認できる場合は当該報酬月額に基づく標準報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、上記給与明細書及び賃金台帳により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成28年7月から同年11月までは16万円、同年12月から平成29年4月までは19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成28年7月から平成29年4月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、事業主は、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成28年7月29日とする届出を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年6月28日に行っていることから、年金事務所は、請求者の平成28年7月29日から平成29年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000448号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000136号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和51年7月31日から同年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

昭和51年7月31日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和51年7月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年7月31日から同年8月3日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。同社に係る5月分から8月分の給料明細で、厚生年金保険料4か月分が控除されており、8月分の給料明細に「出勤3」と記載されているので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

### 1 請求期間のうち、昭和51年7月31日から同年8月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及び請求者から提出された給料明細により、請求者は、当該期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和51年7月の標準報酬月額については、給料明細により確認できる厚生年金保険料控除額及び日本年金機構の回答により判断できる事業主から届出されるべき報酬月額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上(以下「全喪」という。)、事業主二人のうち一人は既に亡くなっており、他の一人は所在が不明のため、事業主からは、昭和51年7月に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間のうち、昭和 51 年 8 月 1 日から同年 8 月 3 日までの期間について、請求者は、昭和 51 年 8 月分の給料明細において「出勤 3」と記載されていることから、請求期間を同年 8 月 3 日までとしたが、退職した時期については、7 月末なのか 8 月何日なのかということも含めて記憶がなく、給料の締め日についても覚えていない旨陳述しているところ、雇用保険の加入記録によると、請求者の A 社における離職年月日は、同年 7 月 31 日と記録されていることから、請求者が当該期間において、同社に勤務していたことを確認することができない。

また、A 社は既に全喪している上、事業主二人のうち一人は既に亡くなっており、他の一人は所在が不明のため、請求者の昭和 51 年 8 月 1 日から同年 8 月 3 日までの期間に係る勤務について確認することができない。

このほか、請求者の当該期間における勤務について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が当該期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。